

令和8年度新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

本公募は、令和8年度当初予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

1 趣旨

本要領は、新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務の実施に当たり、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるもの。

2 委託業務概要

(1) 業務名

令和8年度新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務委託

(2) 業務内容

新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」の制作・発行、発送業務一式

(3) 仕様等

別紙1「令和8年度新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務委託に係る仕様書」に基づくものとする。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

3 見積限度額

9,606,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年2月18日(水)から令和8年3月31日(火)まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所にて受け取ること。

(4) 交付場所

新潟県 観光文化スポーツ部 文化課 芸術文化振興室

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5139 (直通)

※ 交付は土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された企業連合(以下「企業連合」という。)であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。
- カ 新潟県内に本社（本店）又は事務所を有する者であること。

(2) 企業連合

- ア 上記(1)アからカに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（企業連合の場合は、代表する幹事会社）は、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 令和8年度新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）
- イ 法人等の概要が分かるリーフレット等
- ウ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

令和8年3月4日(水) 17時00分 ※必着

(3) 提出場所

4(4)交付場所

(4) 提出方法

持参又は書留による郵送

※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

(5) 参加辞退

提出後に参加申込みを辞退する場合は、「参加申込辞退書」（別紙様式3）を提出すること。

7 質問の受付及び回答

実施要領の内容について質問がある参加申込者は、「質問書」（別紙様式2）を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年2月24日(火) 17時00分 必着

(2) 提出方法

[プロポーザル実施要領]

電子メール(宛先 ngt150030@pref.niigata.lg.jp)

- ※ 件名は「令和8年度新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」制作等業務委託に関する質問」とすること。
- ※ 提出後、別途電話(025-280-5139)により提出した旨の連絡を行うこと。
- ※ セキュリティ対策により、URLが記載された電子メールを受信できない場合があるので、留意すること。
- ※ 電話での質問は受け付けないので留意すること。

(3) 回答方法

令和8年2月27日(金)までに新潟県ホームページに掲載する。同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

8 企画提案書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月16日(月) 17時00分 ※必着

(2) 提出場所

4(4)交付場所

(3) 提出方法

持参又は書留による郵送

※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

(4) 提出部数

ア 企画提案書(8部)

イ 見積書(可能な限り8(5)ア～ウの業務ごとの内訳を掲載)(原本1部、写し7部)

(5) 企画提案の範囲

本事業は、新潟県内の舞台公演や、伝統芸能、美術、文学、メディア芸術等の情報等を収集し、新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」の冊子制作等と、新たな読者層の拡大のためSNS等を使い広く周知を行うものとし、以下の項目を提案すること。

ア 新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」の制作・発行

- ・構成(デザイン、掲載内容、レイアウトなど)
- ・特集記事(合計10本以上)
- ・こども(未就学児～中学生程度)や、親子向けページの内容等
- ・発行ページ数、発行部数(ただし、A4サイズで作成し、令和7年度年間総ページ数(64ページ)、年間総部数(52,000部)を下回らないこととする。なお、6月号は新潟県文化祭特集分のページ数を必ず増やすこと。)
- ・「カルチャーにいがた」ホームページに掲載するデータの作成

イ 新潟文化情報誌「カルチャーにいがた」の配布先の管理、発送作業

- ・冊子を有効的に配布する工夫
- ・新たな送付先の提案

ウ 新たな読者の増加に資する取組

- ・読者リサーチの手法
- ・「カルチャーにいがた」を県民に広く周知し、読者層の拡大に寄与するための取組

エ その他

[プロポーザル実施要領]

- ・全体のスケジュール
- ・実施体制（提案者の事業運営体制等）
- ・提案者の過去5年間の同種又は類似の受託業務実績

9 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、提案書説明会において、その内容についてプレゼンテーションを実施し、本事業に関する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった時は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行い、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

(1) 提案書説明会（プレゼンテーション）の開催

ア 実施日

令和8年3月27日(金)

イ 会場

県庁の会議室で実施予定

※実施日時、会場は決定次第、参加申込書を提出した者に別途通知する。

ウ 説明時間

30分以内（説明20分、質疑応答10分、機器類のセッティングに係る時間は別途。）

エ 説明方法

企画提案書その他、フリップパネル、パソコン、ビデオ、プロジェクター等を持参して用いてもよい（プロジェクター及びスクリーンのみ当課で用意するので、必要とする場合は、事前に申し出ること）。

オ 提案書説明会に参加しなかった者は失格とする。

カ 提案書説明会の詳細事項については、申込書に記載の担当者に対し、電子メールで通知する。

(2) 選定方法

審査会が、別に定める審査要領に基づき提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

(4) ヒアリングの実施

審査会が必要と認めるときは、提案書説明会に参加した者に対し電話等でヒアリングを実施することがある。

(5) 審査基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

審査基準

審 査		
項 目	内 容	配点
① カルチャーにいがた制作・発行	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に手に取ってもらいやすい魅力的なデザインか。 ・集客力や情報拡散力のある誌面構成になっているか。 ・特集記事内容は魅力的であるか。 ・こども（親子向け）ページの工夫がされているか。 ・県内の文化・芸術情報等が分かりやすく提供されているか。 ・新潟県文化祭のページ充実に向けた工夫があるか。 	50/100
② カルチャーにいがたの配布先の管理、発送作業	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを持つ家族が手に取れる配布先が提案されているか。 ・冊子を有効に無駄なく配布できる工夫があるか。 	15/100
③ 新たな読者の増加に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル媒体等を活用した、魅力的な情報発信・手法が提案されているか。 ・Web上等で本冊子が話題となることが期待できる取組があるか。 ・今後の誌面作りの参考とするための取組があるか。 	15/100
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・制作、発行、発送までの全体スケジュールが適正であるか。 ・過去同類事業の実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・専門的な内容を事実確認できる体制になっているか。 	20/100

※上記のほか、必要と考えられる独自の提案があれば、プラスαの評価を行います。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、申込書に記載の担当者に対して文書で通知する。

(7) 事業者選定までのスケジュール

- ・募集公示 令和8年2月18日(水)
- ・「質問書」提出期限 令和8年2月24日(火) 17時00分 ※必着
- ・質問に対する回答 令和8年2月27日(金)
- ・「参加申込書」提出期限 令和8年3月4日(水) 17時00分 ※必着
- ・「企画提案書」提出期限 令和8年3月16日(月) 17時00分 ※必着
- ・提案書説明会（プレゼンテーション）及び審査会
令和8年3月27日(金)
- ・結果の通知 審査会后、3営業日以内を予定

10 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会が最も優れた提案を行った者と特定した者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

11 注意事項

- (1) 提出書類の作成等に要する費用(旅費、通信費を含む)は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。